

IFRS17号の収益認識について

ライフネット生命 逆井 幹則 君

司会 それでは、定刻となりましたので、セッションA-2「IFRS17号の収益認識について」を開始したいと思います。本日は、ライフネット生命の逆井幹則様より、お話をいただきます。

なお、途中、中間時点で1回、最後に1回、質問の時間を設定いたします。また、Slidoについては随時投稿が可能ですので、質問がある方は適宜投稿をお願いいたします。

それでは、逆井様、よろしくお願いいたします。

2022/11/4
日本アクチュアリー会年次大会

IFRS17号の収益認識について

ライフネット生命
逆井 幹則

発表内容は報告者個人の見解に基づくものであり、報告者が所属する組織の見解ではありません。

逆井 ご紹介いただきました、ライフネット生命の逆井と申します。本日は大変貴重な機会をいただき、ありがとうございます。保険契約の国際会計基準IFRS17号に関する表題のテーマにてプレゼンテーションをさせていただきます。

まず、バックグラウンドとして簡単に触れさせていただきますと、私自身は、生命保険会社を中心に30年以上の実務経験がございます。現在はライフネット生命に勤務していますが、昨年1年間、並行して早稲田大学大学院会計研究科で会計学修士コースに取り組んでおりました。本日の報告は、昨年、早稲田で学習し、修士論文にまとめた内容をベースとしたものになります。

目次

1. はじめに	6. 定性的考察
2. 財務報告の目的 ～ IASB「財務報告の概念フレームワーク」より	(1) IFRS17号の保険負債の会計的性質
3. 日本の生命保険会社の法定会計について	(2) IFRS17号の保険収益の構造
4. IFRS15号について	7. IFRS17号モデル試算
5. IFRS17号について	(1) 収支分析の前提等
(1) 保険負債	(2) 日本基準 vs. IFRS
(2) 当初認識	(3) IFRS「基本シナリオ」vs.「死亡率低下シナリオ」
(3) 事後測定	(4) IFRS17号の収益・費用等の現価
(4) PL構成	8. まとめ
	Appendix
	主な参考文献

1

こちら、目次になります。少し財務会計に関する制度的な内容を説明させていただいた上で、6番でIFRS17号の会計的性質等に関する考察を述べ、7番で具体的なモデル契約による試算をご説明し、まとめを行う流れです。

アプローチとしては、IFRSにおける一般的な収益認識基準であるIFRS15号に照らしながら17号の考察を行っていくというような形になります。一旦、5番目までを前半パートとしてご質問をお受けし、最後に、6番目以降の後半部分および全体を通してのご質問をお受けするような時間配分を目指したいと考えております。

1. はじめに ①

背景

- IFRS17号「保険契約」とIFRS15号「顧客との契約から生じる収益」は、それぞれIASBの別個のプロジェクトで長期間に渡って検討されてきた
- これらは、2018年に改正されたIASB「財務報告の概念フレームワーク」^{注)}と同時期に並行的に検討がなされ、相互に直接・間接の影響を及ぼしあってきたと考えられる

注) IASBが会計基準を開発する際、および企業が会計方針を策定する際の指針として、一般目的財務報告の目的と基礎概念を記述した文書

研究の目的・アプローチ

- 一般的な収益認識基準であるIFRS15号に照らしながら、以下の定性的考察および定量的分析を行うことで、IFRS17号の収益認識を基礎づけている考え方を推考する
 1. IFRS17号の保険契約の収益認識の構造を保険負債の会計的性質と合わせて、保険数理の観点から考察する
 2. 特定のシナリオに基づく保険収支分析を行い、IFRS17号の収益認識がIFRS15号とどのように整合しているかを定量的に確認する

2

右下、こちら2ページは、「はじめに」ということで、まず背景というところです。IFRS17号「保険

契約」と、IFRS 15号「顧客との契約から生じる収益」は、それぞれ別のプロジェクトで、20年程度の長期にわたって検討されてきた会計基準になります。これらは、2018年に改正されたIASBの「財務報告の概念フレームワーク」、これは注に記載していますが、IASBが会計基準を開発する際、および、企業が会計方針を策定する際の指針として、一般目的財務報告の目的と基礎概念を記述した文書であります。これと同時期に、並行的に検討が進められてきましたので、相互に直接・間接の影響を及ぼして合ってきたと考えられます。

そこで、「研究の目的・アプローチ」ですが、この17号と15号の関係に着目しまして、ここに記載の定性的考察および定量的分析を行うことで、IFRS 17号の収益認識を基礎付けている考え方を推考するという事にあります。

「定性的考察」としましては、1番、17号の保険契約の収益認識の構造を保険負債の会計的性質と合わせて、保険数理の観点から15号に照らして考察するという事。定量的分析としましては、2番、特定のシナリオに基づく保険収支分析を行いまして、17号の収益認識が15号とどのように整合しているかを定量的に確認するという事になります。

1. はじめに ②

研究の動機

- 多くの会計基準において、IFRS・米国基準・日本基準が収斂していかなく、保険契約の会計のみ統一化が全く見通せていない状況。特に日本基準は健全性重視の保険業法に基づいており、グローバルな会計基準の動向への機動的な対応が難しい印象。
- しかしながら、国際資本基準の発効後、その流れが出てくる可能性は高い。そのときに参照すべき重要な概念は「投資家の意思決定に有用な情報の提供」であり、保険会計において、企業の健全性確保を前提として、財政状態(ストック)および財務業績(フロー)の両面からいかに適確な財務情報を提供していくかがポイントになると思われる。
- 保険アクチュアリー実務者の立場において、会計学の領域の視点から保険会計を考察することで、保険計理と会計との融合の方向性が見えてくるのではないかと考えた。

3

次のページ、「研究の動機」ということですが、現在、多くの会計基準において、IFRS・米国基準・日本基準が収斂して行く中、保険契約の会計のみ、ギャップが大きすぎて統一化が全く見通せていない状況にあります。特に日本基準は健全性重視の保険業法に基づいておりますので、その改正には法改正が必要になります。そうすると、コンセプチュアルな部分を含めて相当大掛かりな話になると思いますので、グローバルな会計基準の動向への機動的な対応が難しい印象を持っております。

しかしながら、2025年に想定されております国際資本基準の発効後、その流れが出てくる可能性は高いとも考えます。そのときに参照すべき重要な概念は、先ほどのIASBの概念フレームワークにおいて財務報告の目的と位置付けられています「投資家の意思決定に有用な情報の提供」であり、保険会計において企業の健全性確保を前提として財政状態と財務業績、すなわち、ストックとフローの両面から、いかに適確な財務情報を提供していくかがポイントになると思われま

保険アクチュアリーの実務者の立場におきまして、この会計学の領域の視点から保険会計を考察するというので、保険計理と会計との融合の方向性が見えてくるのではないかと考えたものであります。

2. 財務報告の目的 ~ IASB「財務報告の概念フレームワーク」より

- 現在および潜在的な投資者等が、企業への資源の提供について意思決定をする上で有用な財務情報を提供すること <1.2 項>
- 有用な財務情報の質的特性 <第2章>
 - ・ 基本的な質的特性: (1) 関連性、(2) 忠実な表現(中立性、誤りがなく、完全性)
 - ・ 補強的な質的特性: (1) 比較可能性、(2) 理解可能性、(3) 適時性、(4) 検証可能性
- 意思決定に関連がある情報は以下の価値を有する <2.7 - 2.10 項>
 - ・ 予測価値(predictive value)
 - 将来の結果を予測するプロセスにおいてインプットとして活用される
 - ・ 確認価値(confirmatory value)
 - 過去の評価についてフィードバックをもたらす

4

先ほども触れましたが、ここで、IASBの概念フレームワークに記載されています財務報告の目的について説明いたします。それは、現在および潜在的な投資者等が企業への資源の提供について意思決定をする上で有用な財務情報を提供すること。いわゆる意思決定有用性ということになります。ここに、どのような財務情報が有用なのか、その質的特性が定められています。

まず基本的な質的特性としまして、(1)の意思決定への関連性があること。(2)の中立性、誤りがなく、完全性の三つの視点による忠実な表現であることが定められています。この「忠実な表現」は、「信頼性」という言葉に置き換えていただいてもよいかと思えます。更に、比較可能性、理解可能性、適時性、検証可能性が有用性への補強的な質的特性とされています。

また、最も重要な、「意思決定に関連性がある情報」とは、ここに記載の予測価値と確認価値を有する情報であるということも述べられています。

今でも、一般に、IFRSはBS重視の時価会計を志向しているというようなイメージがあるように感じます。確かに、金融商品や投資用不動産の投資の成果を評価する会計などについては、公正価値が重視されてきたということは事実であります。しかし、IFRSのより根本的な考え方は、財務情報の利用者に、このような有用な質的特性を持った財務情報を提供することで、投資の意思決定に役立たせるということにあります。

3. 日本の生命保険会社の法定会計について

- 生命保険会社の法定会計(=財務会計):健全性重視の枠組み
 - ・ 債権者保護重視の旧商法会計、保守主義の原則
 - ・ 戦後復興期・高度成長期の純保行政
 - ・ 改正保険業法における標準責任準備金制度⇒ 生命保険契約の長期的な収益性を表すことができない(財務情報の予測価値・確認価値の観点からその有用性に大きな制約)
- 一方、保険業法改正後、株式会社化、民営化、新規設立、上場会社の生保子会社など、上場生命保険会社が増加し、投資家にとって有用な財務情報へのニーズは高まっている
- 保険業法改正から四半世紀、生命保険会社の財務会計の意味合いを再検討すべき時期に来ているのではないか

5

ここで、日本の生命保険会社の法定会計を、先ほどの「財務報告の目的」の視点から見てみたいと思います。日本の生保の法定会計は、財務会計としても運用されていますが、それは契約者保護を一義的な目的とする保険業法に基づいているため、健全性重視の枠組みであることが特徴であります。

すなわち、債権者保護重視の旧商法会計と、1949年に定められた企業会計原則の中の保守主義の原則を強く引き継いでいるものであり、戦後復興期、高度成長期に責任準備金の充実を図った純保険料式行政や、改正保険業法における標準責任準備金制度を経て確立されているものでもあります。

しかし、それは健全性を重視したものであるため、必ずしも生命保険契約の長期的な収益性を表すことができず、財務情報の予測価値、確認価値の観点から、その有用性に大きな制約もあると考えます。一方で、現在は、保険業法改正後に、株式会社化、民営化、新規設立、上場会社の生保子会社など、上場生命保険会社が増加し、投資家にとって有用な財務情報へのニーズは高まっている状況にあると思います。

保険業法改正時、それはバブル崩壊後、多くの保険会社が破綻に追い込まれた時期で、健全性の情報が非常に重要な時期でもありましたが、それから四半世紀を経過しまして、今は、生命保険会社の財務会計の意味合いを再検討すべき時期にきているのではないかと感じています。

4. IFRS15号について ①

- IFRS15号:IFRSにおける財・サービス提供の一般的な収益認識基準
 - ・ 金融商品、リース契約および保険契約はその適用範囲から除かれ、別途基準が定められている
- 基本原則:約束した財・サービスの顧客への移転を当該財・サービスと交換に企業が権利を得ると見込む対価の額で描写するように収益を認識 <2項>
- 収益の認識を5つのステップに基づいて行う。
 - ① 顧客との契約の識別
 - ② 契約における履行義務の識別
 - ③ 取引価格の決定
 - ④ 取引価格の履行義務への配分
 - ⑤ 各履行義務充足による収益認識
- ③の取引価格は、第三者のために回収する金額を除き、財・サービスの顧客への移転と交換に、企業が権利を得ると見込んでいる対価の金額 <47項>
 - ・ 契約条件によって変動する変動対価は、認識した収益の累計額の重大な戻入れが生じない可能性が非常に高い範囲で含める(期待値法 or 最頻値法) <56項>
 - ・ 重要な金融要素については、約束された対価の金額を貨幣の時間価値を反映するように調整 <60項>

6

ここで、まずIFRS17号に先だちまして、IFRS15号について整理したいと思います。IFRS15号は、IFRSにおける財・サービス提供の一般的な収益認識基準ですが、金融商品、リース契約および保険契約は、その適用範囲から除かれ、別途、会計基準が定められています。ここに、金融商品がIFRS9号、リース契約が16号、そして保険契約が17号ということになります。

15号の基本原則として「約束した財・サービスの顧客への移転を、・・・その対価の額で描写するように収益を認識する」ということが書かれていまして、収益の認識は中ほどに記載の五つのステップに基づいて行われるとされています。

この中では、「取引価格」と「履行義務」というものがキーワードになると思います。赤字の部分③の取引価格は、顧客対価の金額ということになります。その中で契約条件によって変動する変動対価は蓋然性の高い範囲で含められ、期待値法、または最頻値法によって測定されます。また、重要な金融要素については、約束された対価の金額を貨幣の時間価値を反映するように調整する、すなわち、収益となる取引価格は利息も考慮することとされています。

4. IFRS15号について ②

- ⑤の履行義務の充足は顧客の財・サービスの支配の獲得によって判断され、一定期間に充足されるものと一時点で充足されるものが区別される。<35項>
 - ・ 一定期間に履行義務が充足される場合、財・サービスの性質を考慮して測定した進捗度によって、収益を一定期間に渡って認識する <39項>
- 契約獲得コスト(販売手数料等)は資産として認識し、関連する財・サービスの移転と整合的な方法で定期的に償却する <91 -99項>

7

続いて7ページですが、⑤の履行義務の充足は、顧客の財・サービスの支配の獲得によって判断され、一定期間に充足されるものと一時点で充足されるものが区別されるとされます。一般に通常の物品販売は一時点、保守サービスの提供などは一定期間での充足となります。

ここで、一定期間に履行義務が充足される場合は、財・サービスの性質を考慮して測定した進捗度によって収益を一定期間にわたって認識するとされています。通常の保守サービスなどは、時間の経過に伴う定額法のような形で収益認識することが一般的ではないかと思えます。

また、最後の白抜きバレットポイントは、収益ではなくて費用認識にかかわるものですが、販売手数料等の契約獲得コストは資産として認識し、関連する財・サービスの移転と整合的な方法で定期的に償却するとされます。このように、IFRS15号において収益と費用を財・サービスの移転によって対応させるという考え方も盛り込まれています。

5. IFRS17号について (1) 保険負債

一般モデル ビルディングブロック・アプローチ

[ブロック]	[内容]		
(3) 契約サービスマージン (CSM)	保険契約に基づくサービスを提供するにつれて認識する未稼得の利益を表すもの	履行CF	【収益認識】 ④ 下記のほか、CSMの減少として反映された保険獲得CFの回収部分が各期間に配分され保険収益に含まれる ③ カバー単位を基に期間配分されたCSMのうち当期に配分された金額を収益認識 ② 既契約に対するリスクの減少とともに解放され、収益認識 ① 当期の予測保険金が解放され投資要素を除いた部分を収益認識
(2) 非金融リスクに係るリスク調整	将来CFの不確実性の負担に対して企業が要求する対価		
(1) 将来CFの割引現在価値	将来COF現在価値から将来CIF現在価値を控除した金額の期待値		
		保険負債	

8

8 ページ、ここから IFRS17 号について見ていきます。まず、保険負債についてです。一般モデルのビルディングブロック・アプローチは、多くの保険契約が当てはまるアプローチですが、保険負債を三つのブロックに分けて計算するものです。

ビルディングブロックですので、下から (1) (2) (3) として説明しています。(1) の将来キャッシュフローの割引現在価値については、将来キャッシュアウトフローの現在価値から将来キャッシュインフローの現在価値を控除した金額の期待値であり、(2) の非金融リスクにかかるリスク調整については、将来キャッシュフローの不確実性の負担に対して企業が要求する対価とされ、この (1) と (2) を併せて履行キャッシュフローとされており、こちら、国際資本基準などで議論されています経済価値ベースの保険負債と類似の概念になります。(3) は契約サービスマージン、CSM でありまして、保険契約のサービスを提供するにつれて認識する未稼得の利益を表すものと定義されています。(1) から (3) 全てを併せて保険負債となります。

右側赤字で、これらに関連する収益の認識について記載しています。①から③は、基本的に (1) から (3) の負債部分から当期に解放される分が収益計上されることとなります。ただし、「投資要素を除いた部分」と右下の方にありますが、どのようなケースであっても最低限、顧客に返す予定の保険の貯蓄部分、それは、一般的には解約返戻金相当額になりますが、それは収益には計上しない、また、ここにはありませんが、実際に支払われた保険金の中からも、その投資要素部分は費用としないという取り扱いになります。

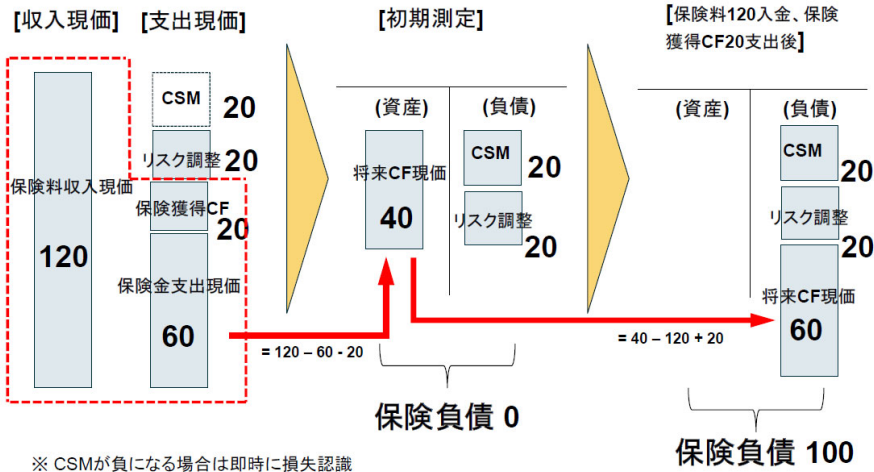
また、そのほか4番、CSMの減少として反映された保険獲得キャッシュフローの回収部分が各期間に配分され、保険収益に含まれます。IFRS15号では、契約獲得コストは、一般に資産化、償却費用化されるものでしたが、保険契約で保険獲得キャッシュフローとされた部分は、原則として負債の減少、CSMの減少として扱われることに留意が必要であります。

5. IFRS17号について (2) 当初認識

当初認識

※ 保険料一時払契約(保険料120)の例

数値は例示



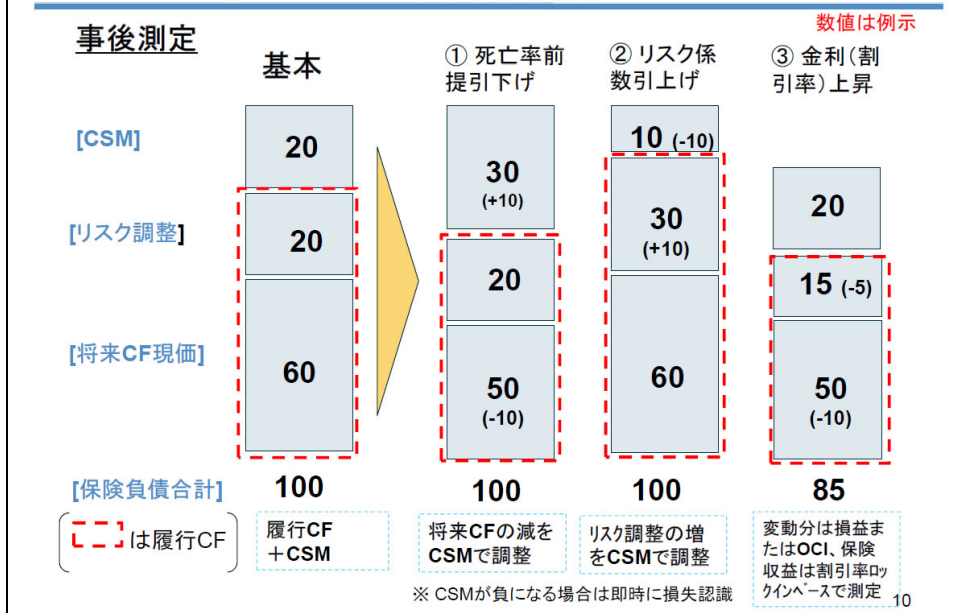
9

この9ページと、その後の10ページは、ややテクニカルな図を用いていますが、17号の当初認識と事後測定を説明しています。まず9ページの当初認識です。ここでは、上の※印にあります通り、保険料120の保険料一時払の契約をイメージして例示しています。左側に当初認識時点、一般的には保険契約締結時点の収入現価およびリスク調整分も含めた支出の現価を例示しています。

この赤の点線で囲われた部分をネットしたものが、真ん中の図の借方にある初期測定としての将来キャッシュフロー現価になります。ここで全体の保険負債が0になるように初期のCSMが設定されます。ただし、下の※印で書いている通り、CSMが負になる場合は、その分を即時に損失認識することになります。

右側が、その直後、保険料が実際に120入金され、保険獲得キャッシュフロー20の支出が起こった後の負債の状況です。将来の評価から保険料と保険獲得キャッシュフローがなくなりますので、記載の通り、保険負債は100ということになります。

5. IFRS17号について (3)事後測定



右下 10 ページが 17 号の事後測定になりまして、特に前提変更のときの処理を図示しています。17 号では、割引率以外の前提変更やリスク調整のリスク係数の変更などがあつた場合、その履行キャッシュフローへの影響額を、全体の保険負債が変わらないようにCSMによって調整します。ただし、割引率の変更についてはCSMで調整せず、履行キャッシュフローが変動する分、全体の保険負債が、そのまま影響することになります。

図で具体例をお示ししています。まず、左側の基本、前提変更前の保険負債について、将来キャッシュフロー現価、リスク調整、CSMが、それぞれ60、20、20であったとします。そのうち履行キャッシュフローは、将来キャッシュフロー現価とリスク調整を合わせた80ということになります。

ここで①、死亡率の前提の引き下げがあり、これによって将来キャッシュフローが10だけ減少して50となる場合、同額をCSMに調整し、CSMは10だけ増加して30となります。その結果、合計の保険負債は100のまま変わりません。

次に②、リスク調整のリスク係数の引き上げがあり、これによりリスク調整が10だけ増加して30となる場合、同額をCSMに調整し、CSMは10だけ減少して10となります。その結果、やはり合計の保険負債は100のままです。

この①・②の事例において、計算の結果、CSMが負になる場合には、その分を即時に損失として認識することになります。

最後に、右側の③、金利の上昇によって割引率を引き上げ、これによって将来キャッシュフロー現価が10、リスク調整が5減少した場合、履行キャッシュフローは65となりますが、CSMは20のままで、合計の保険負債は85となります。

このとき、右下に記載の通り、割引率による変動分は、損益に通すか、OCIとするか、ここは会計方針による選択となります。一般的に、IFRS 9号に基づく債券からの資産運用収益が償却原価法によって評価される場合、保険負債の割引率による変動をOCIとするオプションを選択することで、損益の純額を安定させることが可能になります。

また、保険収益は割引率ロックインベースで測定とありまして、ここが少しややこしいところではありますが、保険収益は別途計算される契約時の割引率をロックインしたベースで測定されます。すなわち、割引率以外の前提およびリスク調整の係数は最新のものを使い、割引率だけロックインで計算される保険負債を別途計算し、保険収益を認識する、計算するという一方で、その割引率による変動分がPLまたはOCIを通るということになります。IFRS17号の保険負債は、割引率ロックフリーベースと、割引率ロックインベースの2種類の計算が常に必要ということでもあります。

5. IFRS17号について (4)PL構成

■ 以下がIFRS17号のPL構成と主な項目

項目	内容
1 保険収益	
2 うち予想保険金等	当期の予想保険金・事業費のうち投資要素を除いた部分
3 うちリスク調整の変動	当期のリスク調整(非金融リスク)の解放
4 うちCSMの配分	当期末の前提変更等調整後のCSMからの当期配分額
5 うち保険獲得CFの回収	当期の保険獲得CFの回収に係る金額(項目8と同額)
6 保険サービス費用	
7 うち発生保険金等	実際に発生した保険金・事業費のうち投資要素を除いた部分
8 うち保険獲得CFの償却	当期の保険獲得CFの償却に係る金額(項目5と同額)
9 保険サービス損益	
10 投資収益	資産運用による収益(純額)
11 保険金融費用	保険負債に係る利息
12 金融損益	
13 その他損益	その他の収入・費用(e.g 履行CF外費用)
14 税引前純利益	
15 法人税等	
16 当期純利益	
17 その他の包括利益(税引後)	保険負債のOCI(割引率アンロック部分;選択制)を含む
18 包括利益合計	

11

11 ページは、IFRS17号のPLの構成になります。日本基準と比べますと、IFRSによってボトムラインとしての損益だけではなく、PLの項目や構成も大きく変わってきます。日本基準の税引前当期利益は、経常利益と特別損益によって表示されますが、IFRS17号の税引前当期利益は、主にこちらの項目9の保険サービス損益と、項目12の金融損益から構成されます。

三利源で言えば、保険サービス損益は危険差益と費差益に対応し、金融損益は利差益に対応しますので、IFRSのPLは利益の源泉に対応しており、その利用者にとって利益の分析がしやすい構造となっています。

今の日本基準では、入金された保険料の全額を保険料収入として収益計上する一方で、そのうちの将来給付のための積立分が責任準備金繰入額として費用に計上されることが特徴で、例えば一時払等の貯蓄性の高い生命保険についても保険料の全ての要素が収益として計上され、将来の満期保険金や解約返戻金の支払いのための金額が責任準備金繰入として費用計上されます。

IFRSでは、保険サービス損益の収益である保険収益は、実際に収入した保険料自体が収益として計上されるのではなく、保険負債の三つの構成部分からリリースされ、負債の減少を伴う仕訳によって収益が計上されます。また、当期の保険獲得キャッシュフローの回収にかかる金額も収益として計上されます。

これらの点は8ページでも説明していることですが、このPLの構成の中では、項目2から項目5までに相当する四つの項目になります。今回の報告は保険収益に焦点を当てていますので、赤字で示しておりますこれら四つの項目のPLの中での位置付けを、ご確認いただければと思います。

ここで前半パート終了となります。これまでの内容に関して、ご質問がございましたら、お受けしたいと思えます。

質問者 一時払保険の例は、一時払養老をイメージしたらいいと思うのですが、その場合の保険負債は、純保険料と維持費に対応する付加保険料に対応するような認識でよいでしょうか。費差益部分の分離や、今の責任準備金の実務における予定事業費の取り扱いは、どのように考えたらいいのですか。

逆井 ご質問ありがとうございます。

日本の責任準備金の仕組みに組み込まれる純保険料や付加保険料との対応というような考え方はないと考えていただければと思います。あくまで経済価値ベースでございますので、一時払養老の例をいただきましたけれども、将来の満期保険金や中途での解約返戻金、および将来の維持費の現在価格を経済価値ベースでベストエスティメイトにし、それに加えて非金融リスク、つまり、保険リスクや経費リスク、解約失効リスクをリスク調整として上乘せで計上するというので、それを契約当初時点で評価して、もし一時払保険料との差額があって余剰があるのであれば、それはCSMとして計上されることとなります。そのCSMは、将来の保険期間にわたって一定の償却がなされることとなりますので、その中で純保険料と付加保険料を合せた営業保険料からの収益が合わさった形で全体の収益性としてCSMに集約して評価されるというような仕組みになります。

司会 その他、会場から質問等、ございでしょうか。ないようですので、Slidoの方に2つ質問が来ておりますので、こちら、お願いいたします。大会委員の方から、お願いできますか。

大会委員 2問、質問をいただいております。

1点目が、「IFRS17号は、移行措置等の適用方法の差異による比較可能性や、CSMの事後測定額が必ずしも将来利益の現在推計にならないといった懸念もあります。経済価値ソルベンシーと整合性の高いMCEVとJGAAPを提供する現行からIFRSのみに移行することで有用な情報が失われる可能性はないでしょうか」というご質問をいただいております。

お願いします。

逆井 少し質問のご主旨の理解が必要なのですが、今、多くの会社がエンベディッド・バリューの開示をしていますけれども、この経済価値の観点とはまた別に、期間損益を適切に評価するという観点からは、このCSMを通じた評価というものが有用な情報になると思ひまして、要は、財務会計やエンベディッド・バリュー報告のそれぞれの目的に応じて、それを使い分けるといふことだと思ひます。

ここは財務会計ですので、投資者、投資家等を対象にした有用な情報提供が目的ということになると思ひます。一方で、その経済価値ベースのMCEVや、経済価値ベースのソルベンシー等の情報は有用ではないということではないと思ひますので、それらを、今後、情報提供が充実されていく中で複眼的に判断いただくといふことで、全体的な有用な情報をお届けするといふ考え方が必要かと考えております。

大会委員 ありがとうございます。もう1問、行かせていただきます。

「一般的に新契約が進展している場合は、JGAAP利益よりもIFRS利益が大きくなると思いますが、株主配当は現行の会社法上、JGAAP利益がベースになるかと思います。株主配当の観点からIFRS利益は、どう解釈すればよいと考えていますでしょうか。

逆井 ここでご指摘の通り、株主配当は、あくまで保険会社の場合でいうと法定会計に準じて計算されるということになります。そしてそこに配当可能剰余の制約もあると思います。

ただ、長期的な収益性を考えて、長期的な意味で株主への還元を行うとなると、これは、配当のみならず、その会社の将来性や成長性の評価から導かれるストックの価値増加によって還元されるという意味合いもあると思います。それを導く一つの材料として期間損益、これにPER倍率等を掛ける形で評価をするという、一般的な株式価値の評価方法があると思います。

実務慣行が定着するまでは、そこは、なかなか難しいところもあるとは思いますが、一つ一つ、このようなIFRS等の期間損益の開示を充実させていくことによって、そのような実務慣行が生まれ、株式の評価というところにつながっていくのではないかと思います。

ただ、ご指摘の通り、株主配当の観点からは、IFRS利益は直接的にはつながらないということは、投資家にとっても十分留意すべき事項ではないかと考えております。

司会者 ご質問、ご回答、ありがとうございます。最後にも質問の時間を取りたいと思いますので、後半の方に移っていただければと思います。よろしく願いいたします。

6. 定性的考察 (1) IFRS17号の保険負債の会計的性質

■ 履行CF(将来CFの現在価値+リスク調整)

- ・ リスク調整をMOCEに置き換えれば経済価値ベース負債に近い概念
- ・ 履行CF自体が「明示的で偏りのない確率加重した見積り(すなわち、期待値)」<付録A「用語の定義」>とされるため、リスク調整は保険契約のマージンではなく、非対称的な不確実性の保障の履行義務と捉えることができる
 - リスクの解放に応じて、その不確実性への保障の便益を顧客が受けるとみなして収益として認識される負債の構成部分

■ CSM

- ・ 保険料の収入現価が保険金等の給付(非金融リスクの不確実性の保障を含む)の現価を上回る金額であり、前受収益の性質を有すると考えられる
 - 保障の直接的原価を上回る顧客の効用(保険会社の経営管理による間接的な便益や、保障への安心感)に対応した保険会社の履行義務の一部との解釈ができる

12

それでは、続いて12ページ。ここから、IFRS17号の会計的性質の考察に入りたいと思います。12ページは、保険負債についてです。今まで見てきた通り、保険負債は履行キャッシュフローとCSMとに区分されますが、このうち履行キャッシュフローは、将来キャッシュフローの現在価値とリスク調整を合

わせた金額になります。

現在、国際資本基準等で経済価値ベースの保険負債の議論がなされていますが、この履行キャッシュフローのリスク調整を、経済価値ベースの保険負債の中のMOC Eで置き換えて考えれば、この履行キャッシュフローは経済価値ベースの保険負債に近い概念になります。

ただ、IFRS17号においては、履行キャッシュフロー自体が「明示的で偏りのない確率加重した見積もり（すなわち期待値）」とされていますので、このことから、リスク調整は保険契約のマージンではなく、非対称的な不確実性の保障の履行義務と捉えることができると考えます。

それは、履行義務の充足の観点からは、リスクの解放に応じて、その不確実性への保障の便益を顧客が受けるとみなして、収益として認識される負債の構成部分ということもできると思います。

一方、CSMですが、これは保険料の収入現価が保険金等の給付の現価、これには非金融リスクの不確実性の保障を含みますが、これを上回る金額であり、前受収益の性質を有すると考えられます。これは、保障の直接的現価を上回る顧客の効用、これには保険会社の経営管理による間接的な便益や保障への安心感が含まれると思います。これらに対応した保険会社の履行義務の一部との解釈ができると考えます。

6. 定性的考察 (2) IFRS17号の保険収益の構造 ①

- 「保険収益の現価」は、「保険料の現価」から「投資要素の現価」を控除した金額となる

- ・ 下記(式1)に(式2)を当てはめ

$$\text{(式1): 「保険収益現価」} = \text{「将来保険金現価(投資要素を除く)」} + \text{「当初リスク調整」} + \text{「当初CSM」} + \text{「保険獲得CF回収額現価」}$$

$$\text{(式2): 「当初CSM」} = \text{「将来保険料現価」} - \text{「将来保険金現価」} - \text{「保険獲得キャッシュフロー現価」} - \text{「当初リスク調整」}$$

※ ここに、保険獲得CF回収額は、その現価が保険獲得CF現価と等価になるように貨幣の時間価値も反映して配分することでこの等式が成り立つ点に留意が必要

- IFRS17号の収益認識は、投資要素を除いた保険料の収受額を対価として、貨幣の時間価値を考慮しながら配分するもの

13

次に13ページは、IFRS17号の保険収益の構造について考察しています。今まで見てきた通り、17号の保険収益は、基本的に、予想保険金、リスク調整の変動、CSM配分、保険獲得キャッシュフローの回収の4項目から構成されています。これは非常に保険技術的な話でありまして、前段でご説明したIFRS15号の収益認識の考え方、すなわち、取引価格あるいは顧客対価を履行義務の充足に応じて配分するという考え方から、とてもかけ離れているように思われます。

しかしながら、現価ベースで見た場合、この保険収益は、顧客対価である保険料から投資要素を控除した金額となり、15号と同様であることが、スライドに記載の(式1)と(式2)の関係から導かれます。

従って、IFRS17号の収益認識は、投資要素を除いた保険料の収受額を対価として、貨幣の時間価値を考慮しながら配分するものであると言えます。

6. 定性的考察 (2) IFRS17号の保険収益の構造 ②

■ IFRS17号は、保険負債のそれぞれの構成部分からの収益を、それぞれの履行義務に対して以下のように認識する会計基準であると整理できる

1. 将来CFの現在価値から当期の予想保険金が減額され、このうち投資要素を除いた部分が、「顧客への約定給付の保障」の充足により、当該保障サービスを提供した収益として認識される
2. リスク調整の変動による減額は、当期の非金融リスクの保障に係る金額であり、「保険事業に内在する保険関係キャッシュフローの不確実性のリスク負担」の充足により、顧客に提供されたサービスとして収益に認識される
3. CSMから、「保険サービスの一部であって、直接的原価を上回る効用の供与」の充足により、カバー単位によってそのサービスの移転を描写するように収益を認識する
4. 「保険獲得CFに対応する顧客効用(その対価を払う価値があると考える効用)の供与」の充足により、保険料のうち保険獲得CFを回収した部分を、貨幣の時間価値も反映して期間配分することによって収益を認識する

⇒ IFRS15号と整合的

14

14 ページです。以上のことは、IFRS15号における履行義務の充足との関連で考えるとどうなるか、ということについてです。IFRS17号は、保険負債のそれぞれの構成部分からの収益を、それぞれの履行義務に対して以下のように認識する会計基準であると整理できると考えます。

1点目、将来キャッシュフローの現在価値から当期の予想保険金が減額され、このうち投資要素を除いた部分が、顧客への約定給付の保障の充足により、当該保障サービスを提供した収益として認識されるということ。

2点目、リスク調整の変動による減額は、当期の非金融リスクの保障にかかる金額であり、保険事業に内在する保険関係キャッシュフローの不確実性のリスクの負担の充足により、顧客に提供されたサービスとして収益に認識されるということ。

3点目、CSMから保険サービスの一部であって、直接的現価を上回る効用の供与の充足により、カバー単位によって、そのサービスの移転を描写するように収益を認識する。

最後に4点目、保険獲得キャッシュフローに対応する顧客効用、その対価を払う価値があると考える効用の供与の充足により、保険料のうち保険獲得キャッシュフローを改修した部分を、貨幣の時間価値も反映して期間配分することによって収益を認識するということです。

このように考えると、IFRS17号の保険収益の認識は、履行義務の充足によって収益を認識するというIFRS15号の規定とも整合的であると考えます。

7. IFRS17号モデル試算 (1)収支分析の前提等

■ 試算の契約モデル・主な前提

【契約モデル】

- ・ 終身保険(保険料年払)、男性・40歳加入・70歳払込満了、保険金額1000万円

【主な前提】

- ・ 運用利回り1.0%
- ・ 割引率:フォワードの瞬間短期金利を以下とする金利の期間構造に基づく
 - ・ 保険年度1~20年度:0.05% × 保険年度
 - ・ 保険年度21年度以降:1.0%
- ・ 解約率:毎年5%、初年度販売手数料60%(対保険料)、新契約コスト25,000円(新契約1件あたり)、契約維持コスト10,000円(保有1件あたり;毎年)
- ・ 死亡率
 - ・ 基本シナリオ: 生保標準生命表2018×死亡指数(1年目30%、2年目40%、3年目50%、4年目60%、5年目以降80%)
 - ・ 死亡率低下シナリオ: 実際死亡率が第5保険年度以降に10%減少、予想死亡率はこれを受けて第5保険年度末から10%引き下げ
- ・ リスク調整: 将来予測保険金現価に対して50%

■ 分析の内容

1. IFRS vs. 日本基準の比較
2. IFRS「基本シナリオ」vs.「死亡率低下シナリオ」の比較
3. IFRSの収益・費用等の現価の考察

15

15 ページ。ここから、モデル契約に対する保険収支分析によって、IFRS17号とIFRS15号の収益認識の整合性を定量的に確認していきたいと思います。分析の中では、IFRS17号の日本基準に対する特徴を明らかにするため、両者の結果の比較も行っています。15 ページは、収支分析の前提等について、まとめています。試算の契約モデルについては、日本における典型的な死亡保険である終身保険の保険料年払いの契約を設定しています。

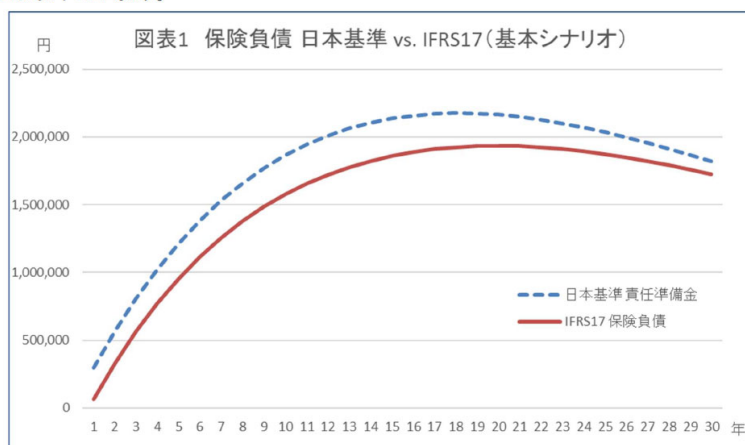
次に、主な前提。ここでは、使用した運用利回り、割引率、解約率、死亡率、そしてリスク調整の前提を記載しています。リスク調整については、かなり簡略化した前提を使用している点をご容赦いただきたいのですが、これによって本分析の趣旨を大きく損なうものではないと考えています。

ここに、死亡率の前提は2セット設定しています。一つは、現在の業界の経験において標準的と考えられる基本シナリオ。もう一つが、基本シナリオに対して実際死亡率が第5保険年度以降に10%減少、保険負債計算のための予想死亡率は、これを受けて第5保険年度末から10%引き下げる死亡率低下シナリオです。

これら契約モデルと前提を基に、分析の内容として、1番、IFRSと日本基準の比較。2番、IFRSにおける基本シナリオと死亡率低下シナリオの比較、そして、3番、IFRSの収益・費用等の現価の考察を行っております。

7. IFRS17号モデル試算 (2) 日本基準 vs. IFRS ①

- 契約時から30年間における日本基準の責任準備金とIFRS17号の保険負債の推移は以下のとおり。



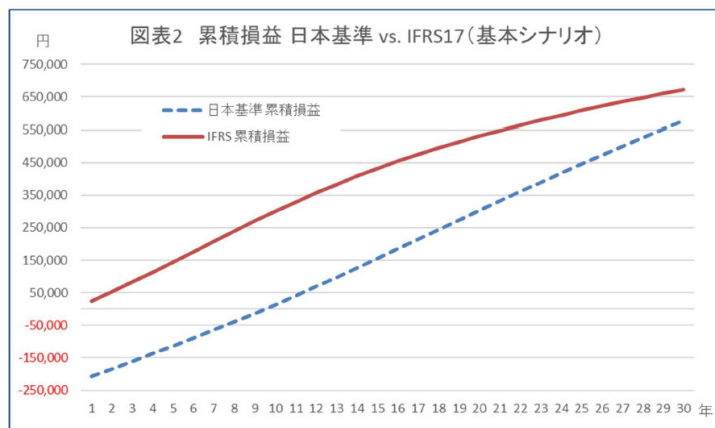
- ・ 健全性を重視する標準責任準備金を採用する日本基準の責任準備金の水準は保険期間を通してIFRS17号の保険負債よりも高い。

16

16 ページから、試算結果のうち、日本基準と I F R S の比較をまとめています。図表 1 は、契約時から 30 年間における日本基準の責任準備金と、I F R S 17 号の保険負債の推移になります。下のコメントの通り、健全性を重視する標準責任準備金を採用する日本基準の責任準備金の水準は、保険期間を通して I F R S 17 号の保険負債よりも高いということが確認いただけると思います。

7. IFRS17号モデル試算 (2) 日本基準 vs. IFRS ②

- 以下は、契約時から30年間における日本基準とIFRS17号の累積利益の推移。

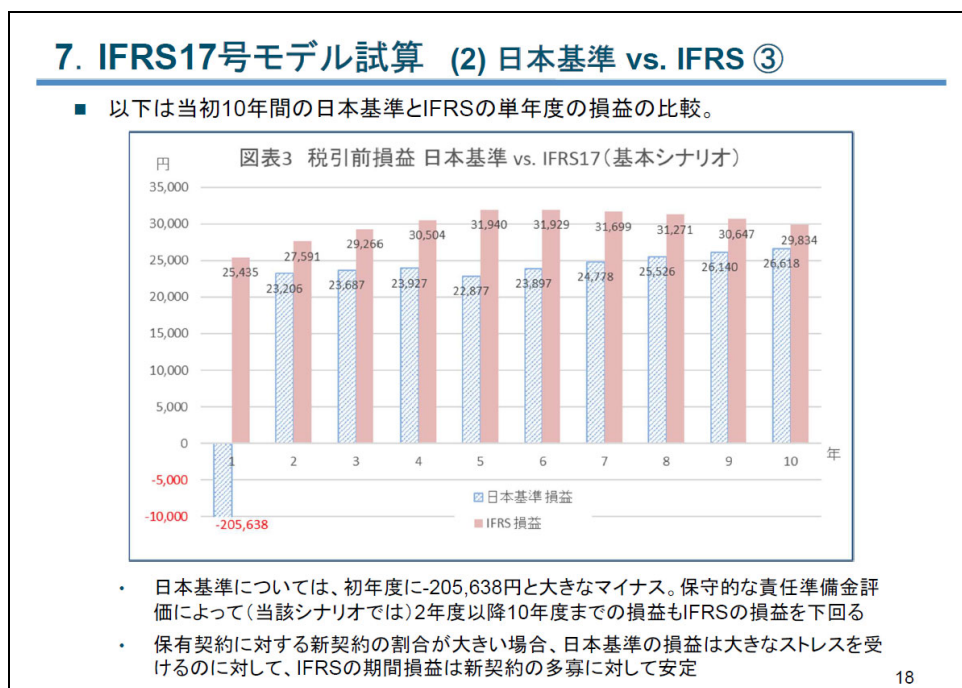


- ・ 保険期間を通算した損益は一定であり、30年間のなかで両者は収束に向かう。
- ・ 日本基準においては新契約費用の非繰延、および保守的な責任準備金積立により、契約当初は損益がマイナスであり、その後の期間における利益でこれをカバーしている。

17

17 ページ。図表 2 は、契約時から 30 年間における日本基準と I F R S 17 号の累積利益の推移になります。いかなる会計基準を適用したとしても、保険期間を通算した損益は一定、すなわち、キャッシュフローのインとアウトの差額が保険期間を通した損益となりますので、30 年間という長期の中で両者は収束に向かっています。

ただし、日本基準においては、新契約費用の非繰延および保守的な責任準備金の積み立てにより、契約当初は損益がマイナスであり、その後の期間における利益で、これをカバーしているという状況にあります。

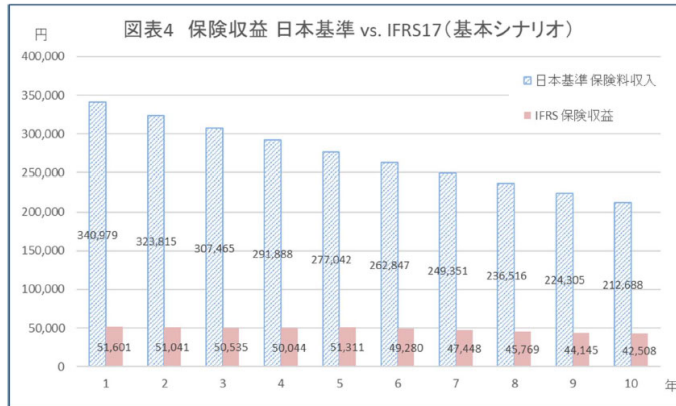


18 ページ。図表 3 は、契約時から当初 10 年間に於ける日本基準と I F R S 17 号の単年度の損益比較になります。試算結果として、日本基準については、初年度に-20 万 5, 638 円と大きなマイナスとなっており、また、保守的な責任準備金評価によって、当該シナリオでは 2 年度以降 10 年度までの損益も I F R S の損益を下回っております。

これを会社全体のモデルで考えたとき、保有契約に対する新契約の割合が大きい場合、日本基準の損益は大きなストレスを受けるのに対して、I F R S の期間損益は新契約の多寡に対して比較的安定するという状況になります。

7. IFRS17号モデル試算 (2) 日本基準 vs. IFRS ④

- 保険収益に着目して日本基準とIFRSを比較したものが以下であり、収益の表示における差異が顕著に現れている。



- ・ 日本基準においては保険料を収入ベースでその全額を収益に計上する(一方、責任準備金繰入を費用認識することによって発生主義への修正が図られる)のに対し、IFRSでは投資要素を除いた金額が収益計上される。

19

19 ページ。図表 4 は、保険収益に着目して日本基準と I F R S を比較したものでありまして、収益の表示における差異が顕著に表れているところでもあります。日本基準においては、保険料を収入ベースで、その全額を収益に計上する一方で、責任準備金繰入を費用認識することによって、いわゆる発生主義への修正が図られます。一方、I F R S では投資要素を除いた金額が収益計上されるため、これだけの差が生じているということでありまして。

7. IFRS17号モデル試算 (3) IFRS「基本シナリオ」vs.「死亡率低下シナリオ」①

- 以下は、両シナリオにおける保険負債の推移および両シナリオの差額を示したものです。

図表5 IFRS17保険負債 基本シナリオ vs. 死亡率低下シナリオ

(単位:円)

シナリオ	項目	当初測定	保険年度末									
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
1 (1) 基本シナリオ	履行CF	-364,837	-276,265	9,160	264,293	491,419	690,720	867,759	1,024,248	1,161,798	1,281,990	1,386,366
	CSM	364,837	342,385	321,235	301,314	282,551	264,884	248,249	232,585	217,836	203,950	190,875
	保険負債	0	66,120	330,395	565,606	773,970	955,604	1,116,008	1,256,833	1,379,634	1,485,940	1,577,241
2 (2) 死亡率低下シナリオ	履行CF	-364,837	-276,265	9,160	264,293	491,419	659,792	838,294	996,297	1,135,420	1,257,244	1,363,301
	CSM	364,837	342,385	321,235	301,314	282,551	294,084	275,760	258,505	242,257	226,956	212,549
	保険負債	0	66,120	330,395	565,606	773,970	953,876	1,114,054	1,254,802	1,377,677	1,484,200	1,575,850
3 差額	(2)-(1) 履行CF	0	0	0	0	0	-30,929	-29,465	-27,951	-26,378	-24,746	-23,065
	CSM	0	0	0	0	0	29,200	27,511	25,920	24,420	23,006	21,674
	保険負債	0	0	0	0	0	-1,729	-1,954	-2,031	-1,958	-1,740	-1,391

- ・ 【7行目】第5保険年度末において、将来の死亡率前提の引き下げにより、履行CFは30,929円の減少となる。
- ・ 一方、その前提変更の影響はCSMで調整され、【8行目】CSMは29,200円の増加となり、【9行目】保険負債全体としての差額は1,729円の減少と小さい。

20

20 ページ。図表 5 は、I F R S の試算において、「基本シナリオ」と「死亡率低下シナリオ」の両シナリオの保険負債の推移と、その両シナリオの差額を示したものです。7行目の履行キャッシュフローの差額ですが、第5保険年度末において、将来の死亡率前提の引き下げによりまして履行キャッシュフローは3

万 929 円の減少となっています。その前提変更の影響は C S M で調整され、8 行目、C S M は年度末で 2 万 9,200 円の増加となり、その結果、9 行目、保険負債全体としての差額は 1,729 円の減少となっています。

7. IFRS17号モデル試算 (3) IFRS「基本シナリオ」vs.「死亡率低下シナリオ」②

■ 以下は、両シナリオにおける保険収益の推移および両シナリオの差額を示したものです。

図表6 IFRS17保険収益 基本シナリオ vs. 死亡率低下シナリオ

(単位:円)

シナリオ	項目	保険年度末										
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
1 基本シナリオ	保険収益	予想保険金等	12,981	13,688	14,382	15,037	16,820	16,359	15,987	15,675	15,361	15,000
		リスク調整の変動	1,742	2,336	2,911	3,456	4,556	4,523	4,525	4,548	4,562	4,544
		CSMの配分	22,635	21,492	20,403	19,365	18,373	17,430	16,533	15,679	14,867	14,094
		保険獲得CF回収	14,244	13,525	12,839	12,186	11,562	10,968	10,404	9,867	9,356	8,869
		保険収益	51,601	51,041	50,535	50,044	51,311	49,280	47,448	45,769	44,145	42,508
6 死亡率低下シナリオ	保険収益	予想保険金等	12,981	13,688	14,382	15,037	16,820	15,457	15,087	14,773	14,459	14,104
		リスク調整の変動	1,742	2,336	2,911	3,456	4,556	4,071	4,074	4,095	4,108	4,092
		CSMの配分	22,635	21,492	20,403	19,365	20,243	19,206	18,220	17,283	16,391	15,542
		保険獲得CF回収	14,244	13,525	12,839	12,186	11,479	10,892	10,332	9,801	9,295	8,814
		保険収益	51,601	51,041	50,535	50,044	53,098	49,626	47,713	45,951	44,252	42,552
11 差額	(2)-(1) 保険収益	予想保険金等	0	0	0	0	0	-902	-900	-902	-903	-896
		リスク調整の変動	0	0	0	0	0	-452	-451	-453	-454	-451
		CSMの配分	0	0	0	0	1,870	1,776	1,688	1,604	1,524	1,448
		保険獲得CF回収	0	0	0	0	-83	-77	-71	-66	-61	-56
		保険収益	0	0	0	0	1,787	346	265	182	107	44

- ・ 【13行目】第5保険年度末における前提変更は、当期以降のCSM配分に影響。
- ・ 一方、【11行目】予定保険金等、【12行目】リスク調整の変動は、前提変更の翌期である第6保険年度の収益から影響し、CSM配分をオフセットする。
- ・ IFRS17号の前提変更による収益配分への影響は、CSM単独で考えるのではなく、保険負債のなかでの配分の変更という捉え方が正しいと考えられる

21

21 ページ。図表6は、「基本シナリオ」および「死亡率低下シナリオ」の両シナリオにおける保険収益の推移と、その両シナリオの差額を示したものです。13行目のCSM配分の差額ですが、第5保険年度末における前提変更による履行キャッシュフローの変化はCSMに調整されますが、その調整後のCSMが当期以降のCSM配分に影響することになります。

一方、11行目の予想保険金等と、12行目のリスク調整の変動は、前提変更の翌期である第6保険年度の収益から影響し、CSM配分をオフセットすることになります。ここに収益認識へのタイミングの差は少しありますが、IFRS17号の前提変更による収益配分への影響は、CSM単独で考えるのではなく、保険負債の中での配分の変更という捉え方が正しいと考えられると思います。

7. IFRS17号モデル試算 (4) IFRS17号の収益・費用等の現価 ①

- 「基本シナリオ」および「死亡率低下シナリオ」における、保険サービス損益の各項目、および保険料収入の要素ごとの現価をまとめた表が以下である。

図表7 IFRS17損益・保険料現価（基本シナリオ・死亡率低下シナリオ）

項目		(1) 基本シナリオ	(2) 死亡率低下シナリオ	(2)-(1) 差額	
1	保険収益現価				2. 収益配分
	予想保険金等	364,676	348,820	-15,857	
2	リスク調整の変動	105,803	97,443	-8,360	
3	CSMの配分	364,837	395,675	30,838	
4	保険獲得CF回収	229,587	229,587	0	
5	保険収益	1,064,904	1,071,525	6,621	1. 一致
6	保険サービス				
	発生保険金等	364,676	347,917	-16,760	
7	費用現価				1. 一致
	保険獲得CF償却	229,587	229,587	0	
8	保険サービス費用	594,264	577,504	-16,760	
9	保険サービス損益現価	470,640	494,022	23,381	1. 一致
10	保険料収入現価				
	保険料収入現価	5,011,337	5,020,619	9,282	
11	うち投資要素	3,946,434	3,949,094	2,661	1. 一致
12	うち除く投資要素	1,064,904	1,071,525	6,621	

3. 変動対価

22

続いて 22 ページ。図表 7 は、「基本シナリオ」および「死亡率低下シナリオ」の両シナリオにおける保険サービス損益の各項目および保険料収入の要素ごとの現価をまとめた表になります。

7. IFRS17号モデル試算 (4) IFRS17号の収益・費用等の現価 ②

1. 「保険収益現価」(5行目)が「保険料収入現価(除く投資要素)」(12行目)に一致。
 - ・ IFRS17号の収益認識は、顧客に対する**対価**である保険料現価の配分である
2. IFRS17号の保険収益は、予定保険金、リスク調整、CSM償却、保険獲得CFの回収額を通じて配分。
 - ・ それぞれに応じた**履行義務の充足**
 - ・ **取引価格**は配分された結果としての金額となる
3. 「死亡率低下シナリオ」により「保険収益現価」が変化しても対価との**一致性**は維持。
 - ・ 見積もりの変更等による**変動対価**の性質

23

次の 23 ページに、この 22 ページの表の外側、1 番、2 番、3 番のポイントに関するコメントを記載しているのですが、このご説明の場では、画面を 22 ページのままとさせていただきます。23 ページでコメントしていることを口頭で述べさせていただきますと思います。これらは、いずれも IFRS17 号の保険収益の認識を IFRS15 号に照らしてコメントしたものになります。

まず 1 番目、「一致」とありますが、5 行目の「保険収益現価」が 12 行目の「保険料収入現価(除く投資予想)」に一致していることが確認いただけます。これは 13 ページの定性的考察でも述べたことですが、

ここからも、IFRS17号の収益認識は顧客に対する対価である保険料現価の配分であるということが言えると思います。

次に2番目、「収益配分」とありますが、IFRS17号の保険収益は、予想保険金、リスク調整の変動、CSMの配分、保険獲得キャッシュフローの回収額を通じて配分されるということです。これは、14ページで保険収益の構造を定性的に考察した結果と同じですが、保険負債のそれぞれの構成部分からの収益を、それぞれの履行義務の充足に応じて認識するという事、そして、5行目あるいは12行目の金額が取引価格ということでありまして、これは、あらかじめには定まっていない、IFRS17号で配分された結果としての金額となるということです。

次に3番目、「変動対価」とあります。「死亡率低下シナリオ」により保険収益現価が変化していますが、対価との一致性、すなわち5行目と12行目の一致性は維持されています。前提変更などによって保険収益現価は変わってくるのですが、これは見積もりの変更等による変動対価の性質であると言えます。

23ページは、今口頭でご説明した内容になります。

8. まとめ

- IFRS17号には、IFRS15号では想定しにくい、保険技術的なプロセス上の特殊な処理が伴う
- しかしながら、本報告では、IFRS17号において予想保険金、リスク調整、CSMおよび保険獲得CFを総合的に考えた場合、IFRS15号と整合し、収益認識基準として調和が図られていることを考察した
- それは、健全性が確保されているもとで、適切な収益の期間配分を行う会計であり、それにより投資家の意思決定に有用な財務情報を提供しようとするものである
- 今後、日本においても、資本規制が経済価値ベースに移行していく方向性のなか、財務会計としての保険会計の在り方をその目的に照らして再整理することが必要ではないかと考える

24

24ページ、まとめになります。IFRS17号には、IFRS15号では想定しにくい保険技術的なプロセス上の特殊な処理が伴います。しかしながら、本報告では、IFRS17号において、予想保険金、リスク調整、CSMおよび保険獲得キャッシュフローを総合的に考えた場合、IFRS15号と整合し、収益認識基準として調和が図られていることを考察してきました。

それは、健全性が確保されている下で適切な収益の期間配分を行う会計であり、それにより投資家の意思決定に有用な財務情報を提供しようとするものでもあります。今後、日本においても資本規制が経済価値ベースに移行していく方向性の中、財務会計としての保険会計のあり方を、その目的に照らして再整理することが必要ではないかと考えます。

以上で、私の発表を終わります。ご清聴どうもありがとうございました。

司会 逆井様、ありがとうございます。

それでは、もう少々お時間がございますので、質問の時間とさせていただければと思います。まず、会場からご質問のある方、いらっしゃれば挙手をお願いいたします。

いらっしゃらないようですので、Slido の方の質問で幾つか、私の方から読み上げさせていただきます。

1 つ目です。「保険事故発生率については、大数の法則があり、前提条件の蓋然性が相対的に高いと思いますが、事業費の前提条件には合理性にかなりの幅があり、その結果、評価にも大きく影響を与えていると思います。投資家への比較可能性、監査の観点から課題などお持ちでしたら、ご教授いただけますと幸いです」という質問です。

逆井 一般的に成熟した保有契約が安定した会社であれば、過去、直近年度の経験値を使って、いわゆるユニットコスト、事業費をユニットコストドライバーで割った水準というものがベースになって、それを将来的に当てはめていくことで、一定の客観性を保てると思いますので、それが基本的なアプローチになるかと思います。

一方で、新設の会社や保有契約が伸張している会社にあつては、将来の効率性の改善というものを、一定程度、合理的な範囲で見込むというようなこともあり得ると思います。これは、現行のエンベディッド・バリューのユニットコストの前提の設定においても、ある程度定着した実務でもありますので、それを踏襲していくような形で、会社としてのベストエスティメイトを決めていくということになるかと思います。

従って、今までの実務で積み重ねてきた経験を活用していくということがベースになるとは思います。ただし、今後、これを財務会計に適用するというになると、監査の観点が重要になるとは思いますので、EV 以上に、そこは堅実なプロセスを組むという必要があると思います。

経験分析に基づいて、それをドキュメント化し、そこからの前提設定の意思決定をしっかりと合理的にドキュメントに落とししていくというようなプロセスが重要で、これは事業費に限らず、保険金や給付金、解約失効率等の前提においても当てはまる話ではないかと考えております。

司会 ありがとうございます。続きまして、こちらも Slido から、質問を読ませていただきます。

「CSM の償却方法について様々な考え方があると思います。各社により償却方法が異なる場合、比較可能性が損なわれるのではないかと考えられます。注記による開示でも差異を埋めることは困難と考えますが、いかがお考えでしょうか」という質問です。

逆井 IFRS 17 号自体は、いわゆるプリンシプルベースとされていまして、具体的に「このような方法で、このような前提を使って計算しろ」というようなところは、例えば保険金等の前提設定にしても、リスク調整にしても、提示はしていません。

CSM の償却方法についても、具体的に、カバー単位という言い方をしますが、何を使ってということは提示されていないということであると思います。ただ、今後の実務的な慣行が定着する中で、それは一定程度、やはり開示される話でもありますので、何らかの指標に収れんしていくというようなことかと思っています。日本の現状の保険サービスを考えたときには、保有保険金や保有契約件数などが、一般的な指標になるかと思っています。

比較可能性が損なわれるかどうかということは、比較可能性とは、先ほどの質的特性の中でも補強的な特性と位置付けられていますので、それ以上に有用な情報をいかに届けていくかという観点の方がより重要という優先順位だと考えます。しかし、そのような中、注記等で、CSMの償却の情報や、今保有するCSMが将来どの時点で解放されていくかというような情報も、併せて開示されることとなりますので、その辺りで差異を埋めていくということになるかと思えます。

要は、そこで透明性を図りつつ、比較可能性、やはり財務諸表を読む側のリテラシーも、ある程度要求されることになるかとは思いますが、双方、コミュニケーションを取りながらその差異を埋めていくというようなことが、重要ではないかと考えております。

司会 それでは、Slido でシミュレーションに関する質問が2つありますので、そちら、まとめてお話しさせていただきます。

1つ目です。「基本的な質問で恐縮ですが、ページ17、累計損益について、30年後の累計損益がIFRS基準と日本基準とで異なるのは、どのような理由でしょうか」。

2つ目です。「モデル試算においては「P基礎Vから解約控除を除いたもの」を投資要素としており、投資要素の金額が保険期間を通じて徐々に大きくなっていくという理解でよろしいでしょうか。また、仮に保険料払込期間中のみ低解約返戻金となるような商品と考えた場合には、払込期間終了時点で投資要素の金額が大きくジャンプするという認識でよろしいでしょうか」。

逆井 まず、1つ目、これは、ページ17の累計損益に関するご質問ですね。

これは終身保険をモデル契約としており、保険料払込期間は30年です。ですから、30年たって払込期間がちょうど終わるときに、このグラフも終わっているという形ではあるのですが、終身保険ですので、その後、40歳の契約で70歳を超えて継続します。その最後の1人の方が亡くなる段階においては、すなわち保有契約が0になる段階においては、この赤と青の点線とが一致するというような形になると思います。

次、「モデル試算においては「P基礎Vから解約控除を除いたもの」を投資要素としており、投資要素の金額が保険期間を通じて徐々に大きくなっていくという理解でよいか」というご質問です。

前提のところに記載しておりませんが、保険料の計算基礎も設定しておりまして、解約返戻金は、これは一般的な形だとは思いますが、新契約費用の75%、10年間というような解約控除を設定し、P基礎Vから控除したものを解約返戻金として、それを投資要素として計算を行っております。

ご指摘の通り、その投資要素の金額というものは終身保険平準払ですから、年々保険期間を通じて大きくなっていくというような理解で良いと思います。

「仮に払込期間中のみ低解約返戻金となるような商品と考えた場合には、払込期間終了時点で投資要素の金額は大きくジャンプするという認識でよいか」という点ですが、まず投資要素というものが何かというと、これもプリンシプルベースであって、必ずしも解約返戻金ということではないのです。低解約返戻金型商品という特性に照らして考えたときに、投資要素が必ずしも解約返戻金でいいのかどうかということは、議論の余地があるのではないかと思います。

代替的には、全チルVや保険料計算基礎のVというようなことが、候補としては考えられるのではないかと思います。その場合、必ずしも大きくジャンプするというようなことではないと考えております。

司会 はい、ありがとうございます。

まだ質問が寄せられておりますけれども、時間の方が来ましたので、以上をもちまして本セッションは終了したいと思います。

それでは、大会委員より、最後、事務連絡がありますので、少々お待ちください。